

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（外国株券等実質株主の報告）</p> <p>第 76 条 <u>機構は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その他の株主（外国投資信託受益証券等又は外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国カバードワラント及び外国株預託証券にあつては所有者をいう。以下同じ。）として受ける権利が付与される場合又は発行者の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、外国株券等機構加入者及び株式事務取扱機関に対し、外国株券等実質株主の報告に係る処理日程及び事由等を通知する。</u></p> <p>2. <u>外国株券等機構加入者は、前項の通知を受けた場合には、機構が定める期日までに、前項に規定する権利が付与される株主を確定さ</u></p>	<p>（外国株券等実質株主の報告）</p> <p>第 76 条 <u>外国株券等機構加入者は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その他株主として受ける権利が付与される場合又は発行者の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日（以下「権利確定日等の日」という。）現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、機構が定める期日までに、権利確定日等の日現在の外国株券等実質株主に関する資料その他配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの（以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。）を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等機構加入者は、金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）その他機構が認める者（以下「金融商品取引業者等」という。）を自己の顧客として有する場合であつて、当該金融商品取引業者等から委託されたときには、当該金融商品取引業者等の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を提出することができる。</u></p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>せる日又は発行者の所在国等の法令その他正当な理由に基づく特定の日（以下「権利確定日等の日」という。）現在の外国株券等実質株主に関する資料又は配当金支払事務等を行うために必要な資料として機構が定めるもの（以下「外国株券等実質株主に関する資料等」という。）を機構に提出するものとする。この場合において、外国株券等機構加入者は、金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又はこれに準ずる者として機構が認めるもの（以下「金融商品取引業者等」という。）を自己の顧客として有する場合であって、当該金融商品取引業者等から委託されたときは、当該金融商品取引業者等の顧客を外国株券等実質株主として当該顧客に係る外国株券等実質株主に関する資料等を提出することができる。</u></p> <p><u>3</u> 機構は、<u>前項</u>の規定により外国株券等機構加入者から外国株券等実質株主に関する資料等の提出を受けた場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等のうち株式事務取扱機関に引き渡すことが必要と認める資料について、遅滞なく当該外国株券等の株式事務取扱機関へ提出する。</p> <p><u>4</u> 外国株券等機構加入者は、<u>第2項</u>に規定する外国株券等実質株主に関する資料等の提出のほか、株式事務を行うために機構が必要と認めて定める事務を行うものとする。</p> <p><u>5</u> <u>第2項</u>前段の外国株券等実質株主に関する資料等は、あらかじめ書面をもって機構に申し出ることにより、機構に提出しないことが</p>	<p><u>2</u> 機構は、<u>第1項</u>の規定により外国株券等機構加入者から外国株券等実質株主に関する資料等の提出を受けた場合には、当該外国株券等実質株主に関する資料等のうち株式事務取扱機関に引き渡すことが必要と認める資料について、遅滞なく当該外国株券等の株式事務取扱機関へ提出する。</p> <p><u>3</u> 外国株券等機構加入者は、<u>第1項</u>に規定する外国株券等実質株主に関する資料等の提出のほか、株式事務を行うために機構が必要と認めて定める事務を行うものとする。</p> <p><u>4</u> <u>第1項</u>前段の外国株券等実質株主に関する資料等は、あらかじめ書面をもって機構に申し出ることにより、機構に提出しないことが</p>

新	旧
<p>できる。</p> <p>6 機構は、外国株券等機構加入者が外国株券等振替口座簿の自己口に記載又は記録した外国株券等に係る外国株券等実質株主については、その外国株券等機構加入者（外国株券等機構加入者が外国株券等を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けることとなるべき場合において、外国株券等機構加入者から他の者が外国株券等実質株主である旨の申出があったときは、その者）を、外国株券等機構加入者が外国株券等加入者の預託分として預託等をした外国株券等に係る外国株券等実質株主については第2項の規定により外国株券等機構加入者から報告を受けた者を、外国株券等実質株主として株式事務取扱機関に通知する。</p> <p>(株主総会の書類等の送付等)</p> <p>第78条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び事業報告書等並びに配当及び新株予約権等の付与<u>その他の株主の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>できる。</p> <p>5 機構は、外国株券等機構加入者が外国株券等振替口座簿の自己口に記載又は記録した外国株券等に係る外国株券等実質株主については、その外国株券等機構加入者（外国株券等機構加入者が外国株券等を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けることとなるべき場合において、外国株券等機構加入者から他の者が外国株券等実質株主である旨の申出があったときは、その者）を、外国株券等機構加入者が外国株券等加入者の預託分として預託等をした外国株券等に係る外国株券等実質株主については第1項の規定により外国株券等機構加入者から報告を受けた者を、外国株券等実質株主として株式事務取扱機関に通知する。</p> <p>(株主総会の書類等の送付等)</p> <p>第78条 預託外国株券等の発行者から交付されるその株主総会に関する書類及び事業報告書等並びに配当及び新株予約権等の付与等株主<u>(外国投資信託受益証券等又は外国受益証券発効信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国カバードワラント及び外国株預託証券にあつては所有者をいう。以下同じ。)</u>の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が外国株券等実質株主の届け出た住所あてに送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

新			旧		
別表			別表		
外国株券等に関する手数料及びその料率			外国株券等に関する手数料及びその料率		
1. 外国株券等			1. 外国株券等		
(1) 外国株券及び外国株式			(1) 外国株券及び外国株式		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
振替手数料	① 一般振替（次の②及び③の振替以外の振替をいう。）の場合  a (略)  b 細則第 24 条第 1 項に規定する DVP 振替請求に基づく振替	(略)	振替手数料	① 一般振替（次の②及び③の振替以外の振替をいう。）の場合  a (略)  b 細則第 24 条第 1 項に規定する DVP 振替請求に基づく振替	(略)

新			旧		
	<p>又は同第 27 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第 2 項又は第 3 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合を除く。）</p> <p>においては、渡方 DVP 参加者</p> <p>c 細則第 28 条に規定する振替請求又は同第 29 条</p>			<p>においては、渡方 DVP 参加者</p> <p>c 細則第 28 条に規定する振替請求又は同細則第</p>	

新			旧		
	第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては、受方DVP参加者			29条第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては、受方DVP参加者	
	② 区分口座間振替等(次のaからcまでの振替等をいう。)の場合  a (略)	<u>振替等</u> 1件につき 13円		② 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合  a (略)	<u>振替</u> 1件につき 13円

新			旧		
	<p>b <u>細則第 27 条</u>  <u>に規定する</u>  <u>担保指定証</u>  <u>券に係る振</u>  <u>替請求に基</u>  <u>づく振替、同</u>  <u>第 27 条の 2</u>  <u>第 1 項に規</u>  <u>定する担保</u>  <u>指定証券の</u>  <u>預託に係る</u>  <u>振替(同条第</u>  <u>2 項又は第</u>  <u>3 項に基づ</u>  <u>き受方 DVP</u>  <u>参加者への</u>  <u>振替が行わ</u>  <u>れなかった</u>  <u>場合に限</u>  <u>る。)、同条第</u>  <u>2 項に規定</u></p>			<p>b <u>細則第 27 条</u>  <u>に規定する</u>  <u>担保指定証</u>  <u>券に係る振</u>  <u>替請求に基</u>  <u>づく振替に</u>  <u>おいては、渡</u>  <u>方外国株券</u>  <u>等機構加入</u>  <u>者及び受方</u>  <u>外国株券等</u>  <u>機構加入者</u></p>	

新		旧	
	<p>する振替又は同条第3項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者</p>		
	c (略)	c (略)	
	(略)		(略)
(略)		(略)	
(注) 1. ・ 2. (略)		(注) 1. ・ 2. (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等		(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等	



新			旧		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
振替手数料	① 一般振替（次の②及び③の振替以外の振替をいう。）の場合  a (略)  b 細則第 24 条第 1 項に規定する DVP 振替請求に基づく振替又は同第 27 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第 2	(略)	振替手数料	① 一般振替（次の②及び③の振替以外の振替をいう。）の場合  a (略)  b 細則第 24 条第 1 項に規定する DVP 振替請求においては、渡方 DVP 参加者	(略)

新			旧		
	<p><u>項又は第3項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合を除く。)</u>            においては、            渡方 DVP 参加者</p> <p>c 細則第 28 条に規定する振替請求又は同第 29 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求 (当該振替請求に DVP 口座の受入予定</p>			<p>c 細則第 28 条に規定する振替請求又は同細則第 29 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求 (当該振替請求に DVP 口座の受入</p>	

新			旧		
	証券残高が 充当される 場合に限 る。)に基 づく振替に おいては、受 方 DVP 参加 者			予定証券残 高が充当さ れる場合 に限る。)に 基づく振替 においては、 受方 DVP 参 加者	
	② 区分口座間振 替等(次の a から c までの <u>振替等</u> をい う。)の場合  a (略)  b 細則第 27 条 に規定する 担保指定証 券に係る振 替請求に基 づく振替、同	<u>振替等</u> 1 件につき 13 円		② 区分口座間振 替等(次の a か ら c の <u>振替</u> を いう。)の場合  a (略)  b 細則第 27 条 に規定する 担保指定証 券に係る振 替請求に基 づく振替に	<u>振替</u> 1 件につき 13 円

新			旧		
	<p>第 27 条の 2  第 1 項に規  定する担保  指定証券の  預託に係る  振替(同条第  2 項又は第  3 項に基づ  き受方 DVP  参加者への  振替が行わ  れなかった  場合に限  る。)、同条第  2 項に規定  する振替又  は同条第 3  項に規定す  る減少の記  録及び増加  の記録にお  いては、渡方</p>			<p>おいては、渡  方外国株券  等機構加入  者及び受方  外国株券等  機構加入者</p>	

新		旧		
	外国株券等 機構加入者 及び受方外 国株券等機 構加入者			
	c (略)			c (略)
	(略)			(略)
(略)		(略)		
(注) 1. ・ 2. (略)		(注) 1. ・ 2. (略)		
(4) (略)		(4) (略)		
2. (略)		2. (略)		

## 2. 附 則

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により外国株券等保管振替決済業務を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

以上

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（振替の一時停止又は解除の申告）</p> <p>第 19 条 規則第 54 条に規定する細則で定めるものは、別表 3 に定める「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」、「<u>当日証券担保指定・同解除請求</u>」、「担保指定証券預託（相手先指定・株式等）」及び「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・取消）」以外の振替請求とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（DVP 振替請求に基づく振替等）</p> <p>第 26 条 機構は、ほふりクリアリングから DVP 振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。</p> <p>（1）別表 3 に定める「先日付 DVP 振替請求」及び「先日付貸株 DVP 振替請求」並びに振替日の午前 9 時前に機構が受けた、「当日 DVP 振替請求」及び「当日貸株 DVP 振替請求」については振替日の業務開始時に、振替日の午前 9 時以後に機構が受けた、「当日 DVP 振替請求」及び「当日貸株 DVP 振替請求」については直ちに、渡方 DVP 参加者の外国株券等機構加入者の口座及び DVP 口座に減少の記録及び増加の記録をする。</p>	<p>（振替の一時停止又は解除の申告）</p> <p>第 19 条 規則第 54 条に規定する細則で定めるものは、別表 3 に定める「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」及び「<u>当日証券担保指定・同解除請求</u>」以外の振替請求とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（DVP 振替請求に基づく振替等）</p> <p>第 26 条 機構は、ほふりクリアリングから DVP 振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。</p> <p>（1）別表 3 に定める「先日付 DVP 振替請求」及び「<u>当日 DVP 振替請求</u>」（振替日の午前 9 時前に機構が受けたものに限る。）については振替日の業務開始時に、「当日 DVP 振替請求」（振替日の午前 9 時以後に機構が受けたものに限る。）については直ちに、渡方 DVP 参加者の外国株券等機構加入者の口座及び DVP 口座に減少の記録及び増加の記録をする。</p>

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求のうち、「先日付DVP振替請求」及び「当日DVP振替請求」については振替日の午後2時までに、「先日付貸株DVP振替請求」及び「当日貸株DVP振替請求」については振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。</p> <p><u>(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)</u></p> <p><u>第27条の2 渡方DVP参加者は、その外国株券等機構加入者の口座に記録されている外国株券等について、DVP振替請求に係る清算対象取引のうち、外国株券等の貸借に係る担保の授受のための当該外国株券等の相手方への差入れ又は返戻を目的としたほふりクリアリングへの担保指定証券の預託に係る振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表3に定める「担保指定証券預託(相手先指定・株式等)」を機構にしなければならない。</u></p> <p>2 <u>ほふりクリアリングは、前項の規定に基づき預託された担保指定証券について、渡方DVP参加者からの取消の請求に基づき当該渡方参加者の外国株券等機構加入者の口座への振替の申請をする場合には、別表3に定める「担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)」を機構にしなければならない。</u></p> <p>3 機構は、第1項の規定に基づきDVP口座に預託された担保指定</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求について振替日の午後2時までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>証券について、振替日の午後 1 時 30 分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件（ほふりクリアリングが債務を引き受けた受方 D V P 参加者（D V P 参加者のうち清算対象取引において外国株券等の受方となる外国株券等機構加入者をいう。以下同じ。）へ対象有価証券を引き渡すための条件としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。）が充足した時（一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあっては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時）、D V P 口座及び渡方 D V P 参加者の外国株券等機構加入者の口座に減少の記録及び増加の記録をする。</u></p> <p>（証券振替の完了に係る振替）</p> <p>第 28 条 ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る外国株券等の引渡しのための振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、D V P 口座に記録されている外国株券等について、受方 D V P 参加者の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（証券振替の完了に係る振替）</p> <p>第 28 条 ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る外国株券等の引渡しのための振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、D V P 口座に記録されている外国株券等について、受方 D V P 参加者<u>（D V P 参加者のうち清算対象取引において外国株券等の受方となる参加者をいう。以下同じ。）</u>の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。</p> <p>2 （略）</p>



新	旧
<p>(区分管理証券)</p> <p>第 30 条 外国株券等機構加入者は、機構に対し、その外国株券等機構加入者の口座（信託口（外国株券等機構加入者が信託の受託者であるときに、外国株券等機構加入者の口座の自己口に記録をすべき外国株券等のうち信託財産であるものに限り記録する欄の属性区分をいう。）を除く。）に記録されている特定の銘柄の外国株券等（保有口（外国株券等機構加入者の口座の自己口に記録をすべき外国株券等を記録する欄（信託口を除く。）の属性区分をいう。）に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。）について、区分管理証券（当該口座に記録されている外国株券等のうち、振替請求（当該振替請求により減少の記録がされる外国株券等機構加入者の口座の外国株券等機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。）又は現地交付請求（現地保管機関を通じた外国株券等の交付等に係る請求をいう。以下同じ。）に基づき減少の記録をする対象としない外国株券等をいう。以下この節において同じ。）の指定の申請（以下「区分管理証券指定申請」という。）又は当該指定の解除の申請（以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。）をすることができる。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>(保留残高)</p>	<p>(区分管理証券)</p> <p>第 30 条 外国株券等機構加入者は、機構に対し、その外国株券等機構加入者の口座（信託口（外国株券等機構加入者が信託の受託者であるときに、外国株券等機構加入者の口座の自己口に記録をすべき外国株券等のうち信託財産であるものに限り記録する欄の属性区分をいう。）を除く。）に記録されている特定の銘柄の外国株券等（保有口（外国株券等機構加入者の口座の自己口に記録をすべき外国株券等を記録する欄（信託口を除く。）の属性区分をいう。）に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。）について、区分管理証券（当該口座に記録されている外国株券等のうち、振替請求（当該振替請求により減少の記録がされる外国株券等機構加入者の口座の外国株券等機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。）に基づき減少の記録をする対象としない外国株券等をいう。以下この節において同じ。）の指定の申請（以下「区分管理証券指定申請」という。）及び当該指定の解除の申請（以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。）をすることができる。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>(保留残高)</p>

新	旧																								
<p>第 31 条 外国株券等機構加入者は、機構に対し、その外国株券等機構加入者の口座（信託口を除く。）に記録されている又は第 4 項に規定する処理が行われた後に記録される外国株券等（区分管理証券及び保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。）について、<u>振替請求若しくは現地交付請求</u>に基づき減少の記録をする対象としない外国株券等の総数（以下この節において「保留残高」という。）の設定（保留残高の変更を含む。以下同じ。）の申請（以下この節において「保留残高設定申請」という。）又は当該設定の解除の申請（以下この節において「保留残高設定解除申請」という。）をすることができる。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>別表 1</p> <p>1 統合 Web 端末</p> <p>(1) 入力</p> <p>○ 外国株券等機構加入者からの入力</p> <table border="1" data-bbox="264 1050 1064 1335"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規則又は細則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前日信託財産表示・同抹消請求</td> <td>午前 9 時から午後 8 時まで</td> <td>規則第 27 条第 4 項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当日信託財産表示・同抹消請求</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	前日信託財産表示・同抹消請求	午前 9 時から午後 8 時まで	規則第 27 条第 4 項	(略)	当日信託財産表示・同抹消請求	(略)	同上	(略)	<p>第 31 条 外国株券等機構加入者は、機構に対し、その外国株券等機構加入者の口座（信託口を除く。）に記録されている又は第 4 項に規定する処理が行われた後に記録される外国株券等（区分管理証券及び保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。）について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない外国株券等の総数（以下この節において「保留残高」という。）の設定（保留残高の変更を含む。以下同じ。）の申請（以下この節において「保留残高設定申請」という。）又は当該設定の解除の申請（以下この節において「保留残高設定解除申請」という。）をすることができる。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>別表 1</p> <p>1 統合 Web 端末</p> <p>(1) 入力</p> <p>○ 外国株券等機構加入者からの入力</p> <table border="1" data-bbox="1144 1050 1948 1335"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>(新設)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前日信託財産表示・同抹消請求</td> <td>午前 9 時から午後 4 時まで</td> <td>(新設)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当日信託財産表示・同抹消請求</td> <td>(略)</td> <td>(新設)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考	前日信託財産表示・同抹消請求	午前 9 時から午後 4 時まで	(新設)	(略)	当日信託財産表示・同抹消請求	(略)	(新設)	(略)
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考																						
前日信託財産表示・同抹消請求	午前 9 時から午後 8 時まで	規則第 27 条第 4 項	(略)																						
当日信託財産表示・同抹消請求	(略)	同上	(略)																						
データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考																						
前日信託財産表示・同抹消請求	午前 9 時から午後 4 時まで	(新設)	(略)																						
当日信託財産表示・同抹消請求	(略)	(新設)	(略)																						

新				旧			
前日振替請求	午前9時から午後8時まで	規則第53条第1項	(略)	前日振替請求	午前9時から午後4時まで	(新設)	(略)
当日振替請求	(略)	同上	(略)	当日振替請求	(略)	(新設)	(略)
前日残高調整請求	午前9時から午後8時まで	同上	(略)	前日残高調整請求	午前9時から午後4時まで	(新設)	(略)
当日残高調整請求	(略)	同上	(略)	当日残高調整請求	(略)	(新設)	(略)
先日付一般振替請求一連動<決済照合システム連動>	(略)	規則第53条第1項、細則第17条第2項	(略)	先日付一般振替請求一連動<決済照合システム連動>	(略)	(新設)	(略)
当日一般振替請求一連動<決済照合システム連動>	(略)	同上	(略)	当日一般振替請求一連動<決済照合システム連動>	(略)	(新設)	(略)
振替一時停止申告(市場取引)	午前9時から午後8時まで	規則第54条、細則第22条第1項	(略)	振替一時停止申告(市場取引)	午前9時から午後4時まで	(新設)	(略)
一時停止・同解除申告	(略)	規則第54条	(略)	一時停止申告・同解除申告	(略)	(新設)	(略)
当日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規則第55条、細則第21条第1項	(略)	当日DVP振替請求(市場取引)	(略)	(新設)	(略)
先日付DVP振替請求<決済照合システム連動>	(略)	規則第53条第1項、細則第17条第2項、同第24	(略)	先日付DVP振替請求<決済照合システム連動>	(略)	(新設)	(略)

新				旧			
		条第1項					
当日DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	(略)	同上	(略)	当日DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	(略)	(新設)	(略)
先日付貸株DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	前々営業日までの午前7時から午後10時まで及び前営業日の午前7時から午後8時まで	同上	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時まで(ほふりクリアリングによる先日付貸株DVP振替請求に連動)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
当日貸株DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	前営業日の午後8時から午後10時まで及び当日の午前7時から午後1時30分まで	同上	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時から振替日当日の午後1時20分まで(ほふりクリアリングによる当日貸株DVP振替請求に連動)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
前日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後8時まで	細則第27条	(略)	前日証券担保指定・同解除請求	午前9時から午後4時まで	(新設)	(略)
当日証券担保	(略)	同上	(略)	当日証券担保	(略)	(新設)	(略)

新				旧			
指定・同解除 請求				指定・同解除 請求			
担保指定証券 預託（相手先 指定・株式等）	前営業日の 午前7時から 午後8時まで 又は当日の 午前7時から 午後1時30分 まで	細則第27条 の2	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
担保指定証券 預託（相手先 指定・株式 等・取消）	午前7時から 午後1時30分 まで	同上	振替日の当日に 入 力	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
前日区分管理 証券指定・同 解除請求	午前9時から 午後8時まで	細則第30条 第1項	(略)	前日区分管理 証券指定・同 解除請求	午前9時から 午後4時まで	(新設)	(略)
当日区分管理 証券指定・同 解除請求	(略)	同上	(略)	当日区分管理 証券指定・同 解除請求	(略)	(新設)	(略)
前日残高保留 指定・同解除 請求	午前9時から 午後8時まで	細則第31条 第1項	(略)	前日残高保留 指定・同解除 請求	午前9時から 午後4時まで	(新設)	(略)
当日残高保留 指定・同解除 請求	(略)	同上	(略)	当日残高保留 指定・同解除 請求	(略)	(新設)	(略)
受入予定証券 引渡完了請求	(略)	細則第28条 第2項	(略)	受入予定証券 引渡完了請求	(略)	(新設)	(略)
プール残高解 放請求	(略)	細則第33条 第2項	(略)	プール残高解 放請求	(略)	(新設)	(略)

新				旧			
現地預託請求	(略)	規則第 34 条 第 2 項	当該請求の取消の 入力が可能な時間 は現地保管機関毎 に機構が別途定め る時限まで	現地預託請求	(略)	(新設)	当該請求の取消は 当該請求をした後 に最初に迎える定 時点バッチ処理ま での間について行 うことができる。
現地交付請求	(略)	規則第 60 条 第 1 項	当該請求の取消の 入力が可能な時間 は現地保管機関毎 に機構が別途定め る時限まで	現地交付請求	(略)	(新設)	当該請求の取消は 当該請求をした後 に最初に迎える定 時点バッチ処理ま での間について行 うことができる。

(2) 出力

○ 外国株券等機構加入者への出力

データの種別	データ授受 の時間	規則又は細則	備考
証券口座処理 明細	(略)	規則第 53 条 第 3 項	(略)
処理明細詳細	(略)	同上	(略)
蓄積メッセー ジー一覧	(略)	二	(略)
現地預託交付 請求状況一覧	(略)	二	(略)
貸株取引状況 一覧	午前 7 時か ら午後 8 時 まで	二	ほふりクリアリン グが清算対象取引 としている貸株等 の取引における処 理の進捗状況に係

(2) 出力

○ 外国株券等機構加入者への出力

データの種別	データ授受 の時間	(新設)	備考
証券口座処理 明細	(略)	(新設)	(略)
処理明細詳細	(略)	(新設)	(略)
蓄積メッセー ジー一覧	(略)	(新設)	(略)
現地預託交付 請求状況一覧	(略)	(新設)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新				旧			
			る通知				
2 外株ファイル伝送				2 外株ファイル伝送			
(1) 入力				(1) 入力			
① 外国株券等機構加入者からの入力				① 外国株券等機構加入者からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考
前日振替請求	(略)	規則第 53 条第 1 項	(略)	前日振替請求	(略)	(新設)	(略)
前日残高調整請求	(略)	同上	(略)	前日残高調整請求	(略)	(新設)	(略)
前日証券担保指定・同解除請求	(略)	細則第 27 条	(略)	前日証券担保指定・同解除請求	(略)	(新設)	(略)
前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規則第 27 条第 4 項	(略)	前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	(新設)	(略)
前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	細則第 30 条第 1 項	(略)	前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	(新設)	(略)
前日残高保留指定請求	(略)	細則第 31 条第 1 項	(略)	前日残高保留指定請求	(略)	(新設)	(略)
前日 D V P 振替請求 (市場取引)	(略)	規則第 55 条、細則第 21 条第 1 項	(略)	前日 D V P 振替請求 (市場取引)	(略)	(新設)	(略)
振替一時停止申告 (市場取引)	(略)	規則第 54 条、細則第 22 条第 1 項	(略)	振替一時停止申告 (市場取引)	(略)	(新設)	(略)

新				旧			
外株担保受入れデータ	(略)	細則第 43 条 第 2 項	(略)	外株担保受入れデータ	(略)	(新設)	(略)
外株担保差入れデータ	(略)	同上	(略)	外株担保差入れデータ	(略)	(新設)	(略)
外株実質株主報告データ	(略)	規則第 76 条 第 2 項	(略)	外株実質株主報告データ	(略)	(新設)	(略)
② 株式事務取扱機関からの入力				② 株式事務取扱機関からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考
外株配当金明細データ	(略)	二	(略)	外株配当金明細データ	(略)	(新設)	(略)
(2) 出力				(2) 出力			
① 外国株券等機構加入者への出力				① 外国株券等機構加入者への出力			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考
帳表ファイル	(略)	二	(略)	帳表ファイル	(略)	(新設)	(略)
残高確認データ	(略)	規則第 43 条、 細則第 13 条 第 1 項	(略)	残高確認データ	(略)	(新設)	(略)
外株実質株主通知日程案内データ	午前 3 時から午後 8 時まで	規則第 76 条 第 1 項	権利確定日の前営業日から起算して 5 営業日前の日	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
外株担保データ入力処理内容通知	午前 3 時から午前 9 時まで	二	(略)	外株担保データ入力処理内容通知	午前 3 時から午後 8 時まで	(新設)	(略)
外株担保突合	(略)	二	(略)	外株担保突合	(略)	(新設)	(略)



新				旧			
不一致データ				不一致データ			
外株実質株主報告データ入力処理内容通知	(略)	二	(略)	外株実質株主報告データ入力処理内容通知	(略)	(新設)	(略)
外株配当金明細通知データ	(略)	二	(略)	外株配当金明細通知データ	(略)	(新設)	(略)
②株式事務取扱機関への出力				②株式事務取扱機関への出力			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考
外株実質株主通知日程案内データ	午前3時から午後8時まで	規則第76条第1項	権利確定日の前営業日から起算して5営業日前の日	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
外株実質株主通知データ	(略)	規則第76条第3項	(略)	外株実質株主通知データ	(略)	(新設)	(略)
外株配当金明細データ入力処理内容通知	(略)	二	(略)	外株配当金明細データ入力処理内容通知	(略)	(新設)	(略)
3 オンライン・リアルタイム接続（統合チャネルシステム接続及びJEXGWシステム接続）				3 オンラインリアルタイム接続			
(1) 入力				(1) 入力			
○ 外国株券等機構加入者からの入力				○ 外国株券等機構加入者からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考
当日信託財産	(略)	規則第27条	信託の記録又はそ	当日信託財産	(略)	(新設)	信託の記録又はそ

新				旧			
表示・同抹消請求		<u>第4項</u>	の抹消をする日の当日に <input/> ( <u>統合チャンネルシステム接続のみ</u> )	表示・同抹消請求			の抹消をする日の当日に <input/>
前日振替請求	<u>午前9時から午後8時まで</u>	<u>規則第53条第1項</u>	<u>振替日の前営業日に入力(JEXGWシステム接続のみ)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
当日振替請求	(略)	<u>同上</u>	(略)	当日振替請求	(略)	(新設)	(略)
前日残高調整請求	<u>午前9時から午後8時まで</u>	<u>同上</u>	<u>振替日の前営業日に入力(JEXGWシステム接続のみ)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
当日残高調整請求	(略)	<u>同上</u>	<u>振替日の当日に入力</u>	当日残高調整請求	(略)	(新設)	<u>同上</u>
当日証券担保指定・同解除請求	(略)	<u>細則第27条</u>	(略)	当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	(新設)	(略)
担保指定証券預託(相手先指定・株式等)	<u>前営業日の午前7時から午後8時まで又は当日の午前7時から午後1時30分まで</u>	<u>細則第27条の2</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	<u>午前7時から午後1時30分まで</u>	<u>同上</u>	<u>振替日の当日に入力</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新				旧			
振替一時停止 申告（市場取引）	午前3時から午後8時まで	規則第54条、 細則第22条 第1項	振替日の前営業日 に <input/> （JEXGWシステム接続のみ）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
一時停止・同 解除申告	（略）	規則第54条	振替日の当日に <input/> 力	一時停止・同 解除申告	（略）	（新設）	二
当日区分管理 証券指定・同 解除請求	（略）	細則第30条 第1項	指定日の当日に <input/> 力（統合チャンネルシステム接続のみ）	当日区分管理 証券指定・同 解除請求	（略）	（新設）	指定日の当日に <input/> 力
当日残高保留 指定・同解除 請求	（略）	細則第31条 第1項	（略）	当日残高保留 指定・同解除 請求	（略）	（新設）	（略）
受入予定証券 引渡完了請求	（略）	細則第28条 第2項	受入予定証券の引 渡しの請求をする 日の当日に <input/> 力（統合チャンネルシステム接続のみ）	受入予定証券 引渡完了請求	（略）	（新設）	受入予定証券の引 渡しの請求をする 日の当日に <input/> 力
プール残高解 放請求	（略）	細則第33条 第2項	請求をする日に <input/> 力（統合チャンネルシステム接続のみ）	プール残高解 放請求	（略）	（新設）	請求をする日に <input/> 力
<p>（注）オンライン・リアルタイム接続には、統合チャンネルシステム接続とJEXGWシステム接続がある。以下同じ。</p> <p>（2）出力</p> <p>○ 外国株券等機構加入者への出力</p>				<p>（2）出力</p> <p>○ 外国株券等機構加入者への出力</p>			

新				旧			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知、振替済通知、振替実行済通知、振替未了通知、振替完了通知、振替未了理由変更通知、処理済通知、処理済通知(更新情報付)、不能通知、 <u>預託通知</u> 、 <u>未了通知</u> 、 <u>担保振替実行済通知</u> 、 <u>未了理由変更通知</u> 、 <u>決済未了通知</u> 、 <u>預託通知(取消)</u>	午前7時から午後8時まで	二	(略)	受付済通知、エラー通知、訂正済通知、振替済通知、振替実行済通知、振替未了通知、振替完了通知、振替未了理由変更通知、処理済通知、処理済通知(更新情報付)、不能通知	午前9時から午後3時30分まで	(新設)	(略)
新規記録済通知	(略)	規則第 34 条第 4 項	(略)	新規記録済通知	(略)	(新設)	(略)
抹消済通知	(略)	規則第 62 条第 2 項	(略)	抹消済通知	(略)	(新設)	(略)
帳表ファイル	午前3時から午後8時まで	二	口座処理の結果を出力(JEXGWシステム接続のみ)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新				旧			
4 スイフトネットワーク				4 スイフトネットワーク			
(1) 入力				(1) 入力			
○ 現地保管機関からの入力				○ 現地保管機関からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考
現地預託請求完了通知データ	(略)	二	(略)	現地預託請求完了通知データ	(略)	(新設)	(略)
現地交付請求完了通知データ	(略)	二	(略)	現地交付請求完了通知データ	(略)	(新設)	(略)
現地預託未了請求状況通知	(略)	二	(略)	現地預託未了請求状況通知	(略)	(新設)	(略)
現地交付未了請求状況通知	(略)	二	(略)	現地交付未了請求状況通知	(略)	(新設)	(略)
口座残高通知	(略)	二	(略)	口座残高通知	(略)	(新設)	(略)
権利処理に係る事前通知	(略)	二	(略)	権利処理に係る事前通知	(略)	(新設)	(略)
権利処理に係る完了通知	(略)	二	(略)	権利処理に係る完了通知	(略)	(新設)	(略)
(2) 出力				(2) 出力			
○ 現地保管機関への出力				○ 現地保管機関への出力			
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考
現地預託請求	(略)	二	(略)	現地預託請求	(略)	(新設)	(略)

新				旧			
指図データ (取消分を含む)				指図データ (取消分を含む)			
現地交付請求 指図データ (取消分を含む)	(略)	二	(略)	現地交付請求 指図データ (取消分を含む)	(略)	(新設)	(略)
権利処理に係 る指図・連絡	(略)	二	(略)	権利処理に係 る指図・連絡	(略)	(新設)	(略)
5 Target 保振サイト接続				5 Target 保振サイト接続			
(1) 入力				(1) 入力			
① 外国株券等機構加入者からの入力				① 外国株券等機構加入者からの入力			
データの種別	データ授受 の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受 の時間	(新設)	備考
外国株券等振 替口座簿記録 事項証明書交 付請求その他	(略)	規則第 30 条 第 1 項、細則 第 12 条	(略)	外国株券等振 替口座簿記録 事項証明書交 付請求その他	(略)	(新設)	(略)
② 株式事務取扱機関からの入力				② 株式事務取扱機関からの入力			
データの種別	データ授受 の時間	規則又は細則	備考	データの種別	データ授受 の時間	(新設)	備考
居住国リスト その他	(略)	二	(略)	居住国リスト その他	(略)	(新設)	(略)
(2) 出力				(2) 出力			
① 外国株券等機構加入者への出力				① 外国株券等機構加入者への出力			

新					旧				
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考		データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考	
外国株券等機構加入者通知その他	(略)	規則第5条第2項等	(略)		外国株券等機構加入者通知その他	(略)	(新設)	(略)	
② 株式事務取扱機関への出力					② 株式事務取扱機関への出力				
データの種別	データ授受の時間	規則又は細則	備考		データの種別	データ授受の時間	(新設)	備考	
源泉税率区分情報その他	(略)	二	(略)		源泉税率区分情報その他	(略)	(新設)	(略)	
別表3					別表3				
振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考	振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
(略)					(略)				
当日DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	(略)	(略)	(略)	(略)	当日DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	(略)	(略)	(略)	(略)
先日付貸株DVP振替請求 〈決済照合システム連動〉	振替日の業務開始時	第26条等に規定	可	同上	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新					旧				
<u>当日貸株DVP振替請求&lt;決済照合システム連動&gt;</u>	<u>振替請求の受付後直ちに</u>	<u>第26条等に規定</u>	<u>可</u>	<u>同上</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)					(略)				
<u>当日証券担保指定・同解除請求</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>当日証券担保指定・同解除請求</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>担保指定証券預託(相手先指定・株式等)</u>	<u>前営業日に入力したものである。振替日の業務開始時、当日に入力したものである。振替請求の受付後直ちに</u>	<u>振替未了</u>	<u>否</u>	<u>同上</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)</u>	<u>振替請求の受付後直ちに</u>	<u>振替不能</u>	<u>否</u>	<u>同上</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>現地交付請求</u>	<u>振替請求</u>	<u>振替未了</u>	<u>否</u>	<u>現地交付</u>



新

--	--	--	--	--

(注)

1・2 (略)

3 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求(前日DVP振替請求(市場取引)及び当日DVP振替請求(市場取引)を除く。)については、午後3時30分まで(担保指定証券預託(相手先指定・株式等)については、午後1時30分まで)に減少の記録をすべき外国株券等機構加入者の口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。

4 (略)

別表4

処理順位	処理種別
(略)	(略)
12	先日付貸株DVP振替請求に係る振替の処理

(注)

1・2 (略)

旧

	<u>の受付後 直ちに</u>			<u>請求の訂 正は不可</u>
--	---------------------	--	--	----------------------

(注)

1・2 (略)

3 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求(前日DVP振替請求(市場取引)及び当日DVP振替請求(市場取引)を除く。)については、午後3時30分までに減少の記録をすべき外国株券等機構加入者の口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。

4 (略)

別表4

処理順位	処理種別
(略)	(略)
(新設)	(新設)

(注)

1・2 (略)

## 2. 附 則

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により外国株券等保管振替決済業務を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

以上